

電波の不正利用は 犯罪です。

私たちの暮らしを脅かす電波の不正利用には
罰則があります。

もし、電波法に違反すると…

● 不法無線局を開設、または運用した場合

1年以下の懲役
または **100万円以下の罰金**

● 不法電波で重要な無線通信を妨害した場合

5年以下の懲役
または **250万円以下の罰金**

不正電波
許しません！



あなたにしっかり守ってほしい、 電波の3つのルール

ルール1

無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。

国内で利用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク（技術基準適合証明等のマーク）」。

マークのないものは「免許を受けられない／違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意ください。

※詳しくは、最寄りの総合通信局等へお問い合わせください。



技適マークは
ここに
ついています！



無線機器の見やすい箇所や、取扱説明書および包装または容器、ディスプレイ等に表示されています。

(表示例)



ドローン

送信機とドローン本体の裏側、側面または内蔵バッテリーを取り外した部分など



ワイヤレスイヤホン

本体やタグなど



トランシーバー

裏面または内蔵バッテリーを取り外した部分



スマートフォン

スマートフォン等では、液晶画面に表示される場合も

ルール2

電波の利用には、原則、免許が必要です。

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要。免許状は無線設備の設置（常置）場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許（更新）手続きも忘れずに行ってください。

ルール3

外国規格の無線機器にはご注意ください。

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは日本の電波法令に合致していないため国内では使用できない場合があります。使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

※訪日観光客等が持ち込む Wi-Fi 端末等は入国の日から90日以内に限り一定条件を満たせば利用可能です。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

ご注意ください

無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。

不法電波を取り締まる

DEURAS
デュラスシステム



不法な電波などを取り締まるため総務省が電波監視システム「DEURAS（デュラス）」を整備・活用しています。全国に設置されたセンサ局や不法無線局探索車で、不法電波の発射源を探し出します。

電波は大切な ライフライン。

電波はテレビやラジオ、携帯電話などの身近なもののほか、警察や消防、防災、航空無線などの安心・安全を守るためにも使われています。

命にも関わる大切な電波。多くの人が公平かつ能率的に使えるよう【電波法】が定められています。

⚡ 不法な電波が安心・安全を脅かす! ⚡



消防・救急無線

消防車や救急車の緊急無線が妨害されると、人命や財産に関わる深刻な問題に!



航空無線

不法無線局が航空機の運航に支障を与えると、乗客・乗員の生命に関わる事態にも!



スマートフォン・携帯電話

基地局が妨害電波を受けると電話やメールができなくなり、社会・経済活動に混乱が!



テレビ・ラジオ

緊急時の被害状況や避難勧告などの情報が途絶え、生活に重大な被害をもたらすことも!

私たちの暮らしの安心・安全のために
電波の正しい利用をお願いします。

電波に関する困りごと、ご相談は
下記までお問い合わせください。

北海道総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/ 管轄区域 / 北海道	不法無線局、混信・妨害 (011) 737-0099 受信障害(テレビ・ラジオ) (011) 737-0033 電波利用料 (011) 709-6000 その他行政相談 (011) 709-3550
東北総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/ 管轄区域 / 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、混信・妨害 (022) 221-0641 受信障害(テレビ・ラジオ) (022) 221-0698 電波利用料 (022) 221-0616 その他行政相談 (022) 221-0610
関東総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ 管轄区域 / 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 (03) 6238-1939 (全国)短波混信・妨害 (046) 888-2182 受信障害(テレビ・ラジオ) (03) 6238-1945 電波利用料 (03) 6238-1932 その他行政相談 (03) 6238-1940
信越総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/ 管轄区域 / 新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 (026) 234-9976 受信障害(テレビ・ラジオ) (026) 234-9991 電波利用料 (026) 234-9998 その他行政相談 (026) 234-9961
北陸総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/ 管轄区域 / 富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 (076) 233-4447 受信障害(テレビ・ラジオ) (076) 233-4491 電波利用料 (076) 233-4414 その他行政相談 (076) 233-4405
東海総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/ 管轄区域 / 岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 (052) 971-9107 受信障害(テレビ・ラジオ) (052) 971-9648 電波利用料 (052) 971-9142 その他行政相談 (052) 971-9104
近畿総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/ 管轄区域 / 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 (06) 6942-8535 受信障害(テレビ・ラジオ) (06) 6942-8567 電波利用料 (06) 6942-8544 その他行政相談 (06) 6942-8502
中国総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/ 管轄区域 / 鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、混信・妨害 (082) 222-3332 受信障害(テレビ・ラジオ) (082) 222-3383 電波利用料 (082) 222-3308 その他行政相談 (082) 222-3314
四国総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/ 管轄区域 / 徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 (089) 936-5051 受信障害(テレビ・ラジオ) (089) 936-5030 電波利用料 (089) 936-5006 その他行政相談 (089) 936-5020
九州総合通信局 https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ 管轄区域 / 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 (096) 312-8253 受信障害(テレビ・ラジオ) (096) 326-7873 電波利用料 (096) 326-7843 その他行政相談 (096) 326-7819
沖縄総合通信事務所 https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/ 管轄区域 / 沖縄	不法無線局、混信・妨害 (098) 865-2308 受信障害(テレビ・ラジオ) (098) 865-2307 電波利用料 (098) 865-2303 その他行政相談 (098) 865-2390

良好な電波環境を守るため、無線局の免許人の皆様には一定の金額を「電波利用料」としてご負担いただいております。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用 検索

不法電波が
あなたの暮らしを脅かす!



電波の不正利用は犯罪です。

守ろうよ!
電波は大切な
ライフライン

電波の3つのルール

- ルール1** 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ルール2** 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ルール3** 外国規格の無線機器にはご注意ください。

電波は消防、救急、放送、携帯電話など社会のライフラインに使われています。
私たちの暮らしの安心・安全のために電波の正しい利用をお願いします。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用 検索



総務省 総合通信基盤局

<https://www.tele.soumu.go.jp/>



2022.05